



令和3年3月18日

報道機関 各位

国立市市長室広報・広聴係

防災行政無線の戸別受信機を 無償で貸与します

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から10年を迎えました。東日本大震災では津波により甚大な被害をもたらされましたが、国立市においては災害時に多摩川の洪水による被害が想定されます。

過去の災害の教訓を踏まえ、市では特に早急な避難が必要な方に避難情報等を放送する防災行政無線の内容を確実にお伝えし、早めに避難行動を取ることができるよう、防災行政無線の戸別受信機を無償で貸与します。

このことを市内外問わず広く周知したく、ぜひ、貴媒体での告知および取材・掲載方、お願いいたします。

記

1. 対象

次の①または②の要件に該当し、下記対象区域内に住所を有し、かつ居住している世帯(1世帯につき1台)

①75歳以上の方のみで構成されている世帯

②国立市避難行動要支援者名簿登録者(1歳以下の乳幼児は除く)がいる世帯

2. 対象区域

家屋倒壊等氾濫^{はんらん}想定区域(氾濫流^{かがん}・河岸浸食)、または土砂災害(特別)警戒区域

3. 貸与台数 270台(申込多数時抽選)

4. 申込

3月22日(月)～4月30日(金)の午後5時までに、申請書と身分証明書の写し(運転免許証・健康保険証等の住所・氏名・生年月日が確認できるもの)を問い合わせ先まで郵送、または窓口で提出してください。

※対象②の方は、登録要件を満たすことを確認できる書類(例:身体障害者手帳)の写しも提出してください。

※申請書は、問い合わせ先の窓口で配布しているほか、南市民プラザ(国立市泉2-3-2 1号棟)および南区公会堂(国立市泉3-29-11)でも配布します。また、市ホームページでもダウンロードできます。



【申込後の流れ】

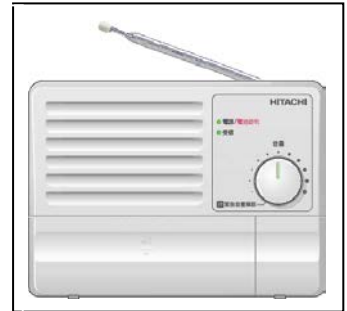
- ① 5月中旬ごろから：決定(却下)通知書を申請者に郵送します。
- ② 6月ごろから：設置業者が各世帯の電波状況を調査し、設置するアンテナの種別や設置方法を確認します。
- ③ 8月ごろから：設置業者が各世帯に戸別受信機を設置します。
※アンテナの種別や設置方法等により、設置時期を変更する場合があります。

【「出張受付」実施】

下記の日程で、防災安全課職員が出張し、申込を受け付けます。

- ① 3月28(日)午前9時～午後5時
場所：南区公会堂
- ② 4月10日(土)午前9時～午後5時
場所：南市民プラザ

▶ 戸別受信機のイメージ
(大きさ：高さ約15cm・横約20cm・奥行約6cm)。



国立市総合防災計画に定める避難行動要支援者の要件
要配慮者のうち、次のいずれかの要件に該当する方を避難行動要支援者としています。

- ア) 介護認定区分が要介護3以上の方
- イ) 下記の等級で身体障害者手帳の交付を受けた方
 - 視覚障害者1～3級
 - 聴覚障害者1～3級
 - 肢体不自由者1～4級
- ウ) 愛の手帳1度または2度の交付を受けた方
- エ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者
- オ) 1歳以下の乳幼児
- カ) 在宅人工呼吸器使用者
- キ) 上記ア～カに該当しない方のうち、本人もしくはその代理人が災害時に自ら避難行動が困難であると申し出た方、または避難支援等関係者の判断により避難行動要支援者として名簿への掲載の求めがあった方で、市長が必要と認めた方

以上

問い合わせ

国立市行政管理部 防災安全課防災・消防係

TEL : 042-576-2111 (内線 145・146・147)